

環太平洋文明研究センター ニューズレター No.6

第15回研究会（2017年6月19日）報告

遊牧はどのようにして変えられたのか

— 社会主義モンゴルの土地法制にみる土地・家畜・人の関係 —

富田敬大（立命館グローバル・イノベーション研究機構 助教）

モンゴル高原では、古くから匈奴、鮮卑、突厥、契丹、蒙古などとよばれる諸集団が、主役の座を交代させながら、遊牧という生活様式を展開してきた。ところが、20世紀の半ば頃から牧畜が大規模に（しかも主要な産業として）行われるようになったことで、伝統的な生業・生活様式の破壊・崩壊が進んでいる。ここでは、社会主義時代のモンゴルにおける農牧業開発（特に1950年代末の牧畜の集団化）によって、土地・家畜・人の相互関係がどのように変化したのかを、土地に関する諸法令に焦点を当てて考えてみることにしたい。

家畜を共有化し、すべての牧民を協同組合に加入させることで設立された農牧業協同組合(ネグデル)は、そこに暮らす人びとの生活を大きく変えた。な

かでも特筆すべきは、農牧業協同組合とその下部組織の生産大隊（ブリガード）の領域が、郡（ソム）および行政区（バグ）の領域と一致するように策定されたことである。これにより、原則として牧民たちは郡ないし行政区の領域を単位として牧畜経営を行うようになった。1960年に制定された憲法では、従前と同じく国家以外による土地所有を否定したうえで、新たに「農牧業協同組合に土地を無償かつ無期限で使用せしめる」と定められた。

1991年の民営化で協同組合が解体されるまでのおよそ30年間に、協同組合のもとでの家畜飼育と土地利用あり方がどう変化したのかを、協同組合の経営方針を定めた「農牧業協同組合模範定款」の改正過程を手がかりに検討した。「模範定款」では、



写真1 1967年6月 モンゴル人民革命党の機関誌『ウネン』の一面で報じられた新定款の制定

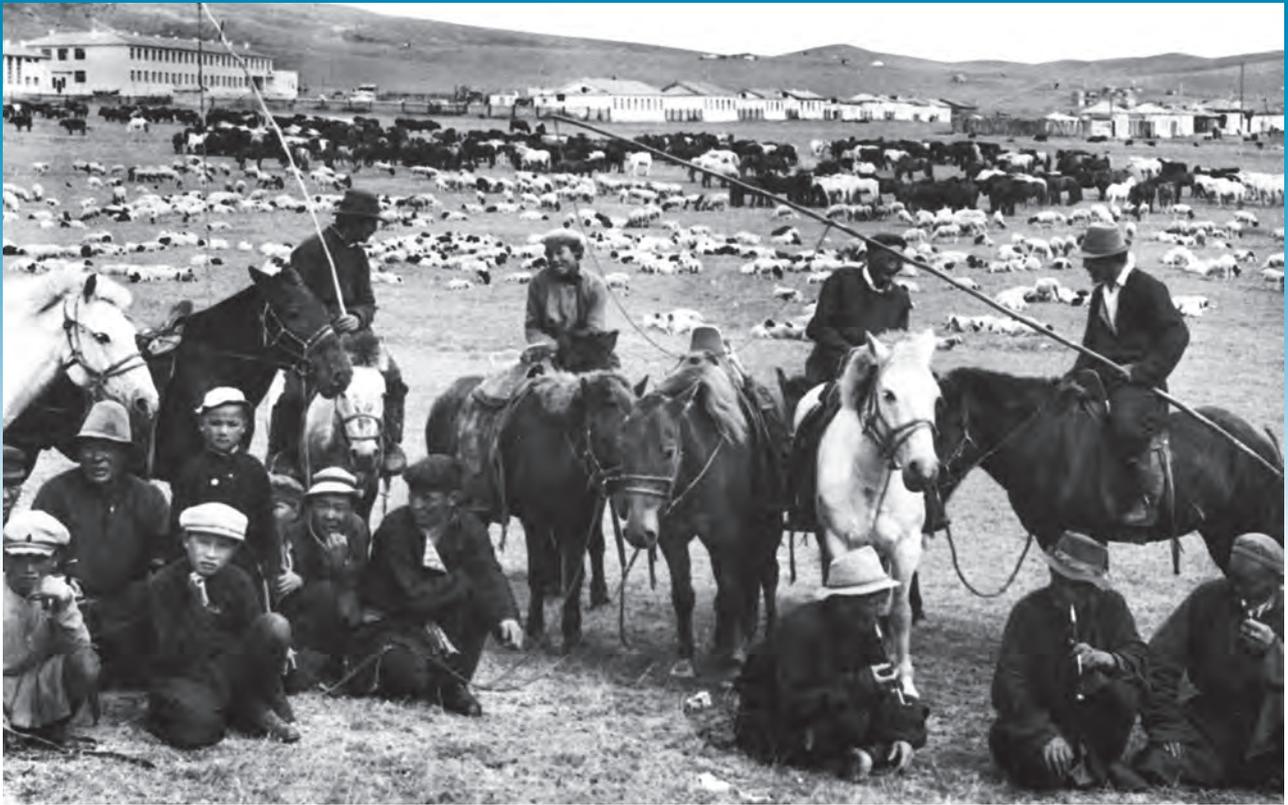


写真2 社会主義時代・家畜飼育に従事する若者

(出典 O. Багсайхан. 2016 *МОНГОЛЧУУД: 1924-1959 онд*, Монсудар. p.116)

1967年の第二次改訂によって、郡・行政区を単位とした階層的な生産組織による土地利用・管理の枠組みがつくられた。ただし、第二次改訂版では、土地とその資源の適正な利用が、もっぱら家畜増産を重視する立場から規定されていた。これに対し、1973年の第三次改訂によりはじめて、経済性だけでなく環境の保全・管理が重視されるようになった。

この「模範定款」の改正の背景にはいったい何があったのだろうか。1950年代後半以降の国営農場の設立による耕作地の急速な拡大が、土壌の劣化や森林の破壊などを引き起こしていたことが当時大きな社会問題となっていた。調査地であるボルガン県オルホン郡の事例からは、放牧地においても同様かそれに近い事態が生じていたことが明らかとなった。確かに、協同組合は、ブリガード内の土地を、地形や植生などの特性によって細かく区分し、それらを家畜種・季節ごとに割り当てることで、効果的かつ効率的な利用をはかった。ただし、その計画はあくまで、家畜増産や生産・流通の組織化といった経済性を重視するものであり、自然環境への影響については十分に考慮されてこなかった。そうして生じた土地をめぐる様々な問題を受けて、1970年代

以降、地方での土地行政が見直されるようになった。「模範定款」を始めとする法改正も、こうした流れのなかに位置づけられる。

以上のように、モンゴルでは、伝統的な牧畜システムの諸特徴を再発見、再解釈、再利用する試みを通じて、産業化という課題に応えようとした。集団化以降、急速に進められたこうした「近代化政策」は、従来の家畜飼育と土地利用のあり方に変化をもたらすものであった。一方で、これらは1930年代にソ連・中央アジアで強行された集団化と比べてかなり独自性の強いものでもあった。しかしながら、近代化以前との連続性については不明な点が多く、研究の余地を残している。

立命館大学環太平洋文明研究センター
ニューズレター No.6

発行日 2017年11月20日

発行所 立命館大学環太平洋文明研究センター
〒603-8577 京都市北区等持院北町 65-1

電話 075-466-3335

E-mail r-ppc@st.ritsumei.ac.jp

URL <http://www.ritsumei.ac.jp/research/rcppc/>

編集 中村 大 (立命館大学 R-GIRO 助教)